

ダイオキシソ類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 参照条文

ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年七月十六日法律第百五号）（抄）

（排出基準）

第八条 （略）

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの（以下「大気排出基準」という。）にあつては第一号、排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）にあつては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシソ類の量（環境省令で定める方法により測定されるダイオキシソ類の量を二・三・七・八 四塩化ジベンゾパラ ジオキシソの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。）について定める許容限度

二 （略）

（設置者による測定）

第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあつては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあつては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシソ類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によつて集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシソ類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 （略）

ダイオキシシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年十二月二十七日総理府令第六十七号）（抄）

（二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシシンの毒性への換算）

第三条 法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシシンの毒性への換算は、次項に定める場合を除き、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあつては、当該異性体の測定量は零として換算する。

2
（略）

（測定結果の報告）

第八条 法第二十八条第三項による報告は、様式第六による報告書によつてしなければならない。